

# インフルエンザの流行について（注意報）

平成30年1月17日（水） 11時00分

北海道釧路保健所  
（北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室）  
電話：0154-65-5823

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、平成30年第2週（平成30年1月8日～平成30年1月14日）において、釧路保健所管内の定点医療機関当たりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準である10人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いします。

## 記

### 1 インフルエンザ受診患者数第2週（平成30年1月8日～1月14日）【速報値】

	釧路	全道	全国
定点あたり患者数	13.27人	9.94人	16.31人
定点受診患者総数	146人	2,176人	79,930人

※全道、全国の数値は、第1週（平成30年1月1日～1月7日）の公表値

### 2 対応

手洗いやうがいの励行、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなどのインフルエンザ感染予防を呼びかけています。

なお、全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

（URL：<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）

### 3 参考

#### (1) インフルエンザ注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業の一環として、釧路保健所管内のインフルエンザ定点医療機関（施設数11か所）を受診したインフルエンザ患者数を一週間ごとに把握・集計し、あらかじめ定めた注意報や警報の基準値以上となった場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は大きな流行の発生や継続が疑われることを示します。

#### 【注意報・警報の発令基準】

注意報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関当たりの受診患者数が10人未満となった場合、警報を解除

#### (2) 5週における定点当たり報告数（速報値）（表示は、「報告数（患者/定点）」単位：人）

	H29年第50週 (12/11～17)	H29年第51週 (12/18～12/24)	H29年第52週 (12/25～31)	H30年第1週 (1/1～7)	H30年第2週 (1/8～14)
釧路	8(0.73)	28(2.55)	73(6.64)	60(5.45)	146(13.27)
全道	1,677(7.55)	2,356(10.61)	2,682(12.08)	2,176(9.94)	—(—)
全国	36,713(7.40)	64,009(12.91)	85,976(17.88)	79,930(16.31)	—(—)